

東京都環境審議会企画政策部会 (第6回)

平成15年11月20日(木)

東京都環境局

東京都環境審議会企画政策部会（第6回）

会 議 次 第

平成15年11月20日（木）

午後6時04分～7時52分

都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

1 開 会

2 議 事

（1）中間まとめに向けた論点整理

（2）その他

3 閉 会

《配布資料》

資料1 新たな温暖化対策の方向性と制度設計の基本スタンスについて（案）

参考資料1 都における新たな温暖化対策計画書制度（案）

～温暖化対策に積極的に取り組んだ事業者をプラス評価する制度～

参考資料2 事業所における「エネルギー実態調査」の概要について

参考資料3 これまでの審議経過について

参考資料4 2001年度都における温室効果ガス排出量（暫定値）

午後 6 時 4 分 開会

【神野部会長】 それでは、まだお見えでない委員の方もいらっしゃると思いますが、定刻になりましたので、ただいまから第 6 回東京都環境審議会企画政策部会を開会したいと存じます。

委員の皆様におかれましては、ご多用のみぎり万障繰り合わせてご臨席いただきまして、本当にありがとうございます。

審議に先立ちまして、事務局から確認事項をお願いいたします。

【山内企画調整課長】 本日の出席について、事務局からお知らせいたします。

ただいまご出席の委員は 8 名で、部会委員の総数の 15 名の過半数に達しており、審議会規則による定足数を満たしていることをまずご報告します。

次に、委員の選任についてでございますが、現在、大塚直委員に臨時委員をお願いしておりますが、去る 9 月 4 日に急逝されました森田委員の後任といたしまして、審議会委員にご就任いただき、部会所属につきましても引き続き、企画政策部会の方をお願いしたいと思います。

ご報告は以上です。

【神野部会長】 それでは議事を進めさせていただきますが、お手元に議事次第がございますように、本日の議事は中間とりまとめに向けた論点整理ということで準備をさせていただきます。

この中間まとめに向けた論点整理の議事に入る前に、3 件ほどご報告した上でご了承いただきたいことがございます。

第 1 件目でございますが、部会の運営についてでございます。先ほどもお話がありましたように部会長代理を務めていただいていた森田恒幸先生がお亡くなりになりました。深い悲しみを込めてご冥福をお祈りしたいと思います。

それを受けまして、新たに審議会運営要領第 3 第 2 項に基づいて、後任として、本日ご都合でご欠席でございますけれども、福川裕一委員に部会長の職務代理をお願いしたいと存じますが、ご承認いただければと思います。よろしいでしょうか。

それではご異議がないようでございますので、ご承認をいただいたということにさせていただきます。

それから 2 件目でございますが、当面の審議の進め方でございます。あらかじめお

話しをさせていただきたいと思いますが、本日は先ほども申しましたように第6回目の企画政策部会になりますが、ここで中間のまとめに向けた論点整理を行います。その後、第7回で中間のまとめの骨子を議論していただいた上で、第8回の部会で中間のまとめの本文案をご検討いただいた後に、2月ごろに部会決定をお願いしたいと考えております。

そのような日程で進めさせていただきたいと思いますので、ご承知おきいただければと存じます。

その後、環境審議会の総会においてご審議をいただいた上で、パブリックコメントの募集を行う予定でございます。

当面の審議予定については以上でございますが、第3件目でございますが、ここにご出席の経済界に関連する委員の皆様のご努力もございまして、9月12日に部会とは別に非公式で温暖化対策に係る経済界との意見交換をいたしました。これについて少しご報告をしておきたいと思います。

ご努力でさまざまな業界の方々からご出席をいただきまして、温暖化の取組などについてご意見をいただいた後に、私どもの委員と意見交換をさせていただいたわけでございます。もちろんここに当日ご出席していただいた委員の方々もいらっしゃいますので、私の方でわざわざまとめる必要もないかと思いますが、全体として産業界でまとまった意見が出されたというわけではございませんので、目立って論点といたしますか、出されました意見のうち幾つかご紹介しておくべき意見を紹介させていただきたいと思います。

1点は、環境対策とかデフレ対策とか都市再生などを総合的に考慮すれば、国レベルでこういう対策を行うべきではないかという意見が出されました。これについてはまた出席した委員の方々からも意見交換が行われたところでございます。

それから特に不動産関連の業界の方々から、テナントビルではテナントの方の意見といたしますか力が強くて、オーナーが省エネを要望しても聞いてもらえない場合があり、結局、オーナーが責任をかぶることになるのではないかという、そういう難しい問題があるのご指摘がございました。

また、設備を保有している事業者、テナントがCO₂の削減に責任を持って取り組む仕組みづくりが必要だといったテナント対策の必要性を指摘する意見が出された

わけでございます。

それからまた、個々のビルのエネルギー消費データの分析・公開が必要という意見に対しては、都の調査に協力させてもらうことはやぶさかではないし、公開についても都にやってもらいたいという意見が出されております。

それからテナント問題やインテリジェント化などに伴って個別性が非常にあるので、一律の義務目標というのは困難ではないかという意見が出されました。それに対して、多様性があるから努力義務でよいということにはならないのではないか、という意見などが出されております。

以上がほぼ当日出されました意見のうち、主要なものを拾っておきました。

それでは、本日の議事でございます中間とりまとめに向けた論点整理の審議に入りたいと思います。

事務局から案についてご説明いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

【保坂副参事】 今回、第6回の部会におきましては、先ほど部会長からもございましたように中間のまとめについてご議論していただく前に、まずこれまで部会で出していたさまざまなご意見を論点ごとに整理いたしまして、それを踏まえた制度設計の基本的スタンスを事務局案として改めてお示しいたしまして、ご議論していただくと考えております。

今までの部会の審議経過につきましては、後ろの方のA4のペーパーですが、参考資料3にお示ししてございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

先ほど部会長からもございましたように、この部会の後、次の第7回の部会で中間のまとめの骨子をご議論していただきまして、第8回の部会で中間のまとめの本文案のご検討をしていただいた後、中間のまとめの部会決定、それから総会決定をお願いしたいと思っております。中間のまとめを発表しました後は、いわゆるパブリックコメントの募集を予定しております。

さて、資料1の1枚目をごらんいただきたいと存じます。

これは諮問事項の1から3を貫く総論につきましては、まず左の欄で当初の事務局案として部会にお示ししました温暖化対策の基本的考え方と今後の対策のあり方を掲げてございます。都における今後の対策のあり方につきましては、第3回の部会での資料の内容をもとに掲載しております。

内容の構成は、1つ目に東京の特性を踏まえた独自の対策、2つ目に実効ある対策を現世代の責任として、3つ目に環境がリードする社会・経済への変革、としております。

この構成に準じまして、中央の欄ですが、この部会におきまして委員の方々から出していただきましたさまざまなご意見を、1つ目に都の独自性と国の政策との関係の観点から、2つ目に自主性の尊重だとか実効性の確保の観点から、3つ目に都市のビジョンだとか環境と経済の両立の観点から、4つ目にこれらの分類には直接には入らないご意見をその他としてまとめ、整理させていただきました。時間の関係もございませぬのですべてご紹介することはできませんが、主な論点についてご説明いたします。

まず、「都の独自性と国の政策」との関係におきましては、温暖化対策は国の施策との整合性を図るべきとの趣旨のご意見があったほか、過去の環境政策において自治体が先進的に進めてきた側面から、一步先んじた施策を打つ方向性を評価していただくご意見や、消費者サイドに近い都が義務なり削減を目指すことにより、日本全体の削減が実効あるものになるというご意見などがございました。

「対策の自主性の尊重を」という中では、規制的手法よりも自主的取組の有効性を尊重すべきというご意見や、規制的措置、罰則はあまり適当でないというご意見があったほか、規制か自主的取組かというような二律背反のものではなく、要は制度設計の仕方の問題であるというご意見や、全く自由放任の自主ということではなく、行政と事業者の合意による目標設定し、その履行確保の手段として協定のような手法も考えられるのではないかとご意見もございました。

「東京の目指す都市のビジョン」に関しましては、温暖化対策により東京を長期的な視点でどのように持続可能な都市にリフォームしていくのかというメッセージを明確にすることが重要というご意見や、環境と経済の両立は重要だが、環境に力を入れ過ぎて両立性を欠く場合があるので留意すべきとご指摘、それから環境が社会経済の基盤になっていく考え方は必然である、などのご意見がございました。

その他では、エネルギー転換部門のグリーン化を進めていくことも効果的だというご意見、個々の事業者の規制だけではなく、都市の成長管理や環境容量ということも考える必要があるのではないかと、また、都と事業者がお互いに協力し合い、温暖化対策による副次的な効果を多く誘発していくことが大切、などのご意見をいただきました。

た。

これらのご意見を踏まえ、都の温暖化対策の制度構築に当たっての基本的スタンスを再整理したものが右の欄でございます。

第1に、「東京の地域特性を踏まえた制度の構築」という基本スタンスがございます。これは国の動向を踏まえながらも地域的な課題に対して、都が主体的に取り組むことを都の温暖化対策の基本的な方向性とするものです。

その内容の1つ目としては「東京で進行するふたつの温暖化対策への対応」ということで、エネルギー使用量の増大に対応するふたつの温暖化問題双方に効果がある対策を進めるということがございます。すなわち省エネルギー対策を進めることで、結果的に二酸化炭素の排出削減を促すとともに、人工排熱対策も推進するというものでございます。

2つ目には、東京の地域的な問題であるヒートアイランド問題への対応を重視していくということであります。すなわち、新たな公害とも言える熱汚染に対応していくということであります。

3つ目には、自治体としての東京が温暖化対策を進める意義ですが、地域の実情に通じていることから、地域の実態や特徴を踏まえた独自の総合的な対策を講じていくということが可能ということであります。具体的には、個々の工場や建物、家庭などでの温暖化対策の着実な積み重ねが重要であるということの基本とした制度の構築であります。

第2に「自主性や個別性を活かしつつ、さらに実効性ある制度の構築」というスタンスですが、その内容の1つ目として、積極的に取り組んだ事業者、建物、製品などがプラス評価される仕組みを通じて、さまざまな取組が社会的に評価される制度を構築することを強調したいと考えております。

2つ目には、制度構築に当たって、個々の事業者の実態を踏まえ、自主的な取組が評価される仕組みを構築することを基本スタンスとしていくというものです。

第3に「東京がめざす『今後の長期的な都市のあるべき姿』をビジョンとして示していくこと」ですが、これはこれまでの文明の弊害に挑戦する新たな環境対策を構築することにより、首都東京の今後の都市像をアピールし、日本の施策を変えていくとともに、環境ビジネスや環境技術による経済活動を活性化させていくということであ

ります。

内容として、1つ目に、中長期的な視点に立ち持続可能な都市を構築するという大きなビジョンに基づき、環境配慮が内在化された仕組みづくりを行うというスタンスがございました。

2つ目には、環境が社会経済の基盤になっているという考え方に立ち、新たな環境施策の構築により地域における環境と経済の調和を図り、質のよい経済発展を促していくというスタンスでございます。

東京が温暖化対策をなぜ、どのように進めていくのかという総論につきましては、第3回の部会におきまして方向性については大方の合意をいただいているところでございますが、今回改めてその方向性でご意見を踏まえて基本スタンスを整理いたしました。中間のまとめに向けていろいろご意見を承りたいと存じます。

次に、資料1の2枚目をごらんください。

諮問事項の1番目であります大規模事業所における実効性ある温暖化対策の新たな制度構築に関しまして、論点を整理した内容をご説明いたします。

左の欄は、当初、事務局からお示した基本的考え方で、第3回の部会で制度のポイントとしてお示した内容でございます。

中央の欄には、部会においてのご意見を削減目標の設定、事業所の多様性、取組の評価の3項目とその他の分類で整理しております。

削減目標の設定についての論点では、事務局での提案は、総量による削減と過去の努力を実態に即して反映させる方式とを併用する考えであり、新しい時代の要請に適合したもの、合理的なもののご意見がありました。また、事業活動の性質上、どうしても総量で増加する場合もあり、また過去の取組の成果も含め、制度で考慮されるべきであるというご意見などがございました。目標設定を完全に自主というのではなく、ある種の交渉で協定的に設定するのであればスムーズにいくのではないかとのご意見もございました。

事業所の多様性の関係につきましては、取組の進んでいる分野と遅れている分野があり、同列に扱うのはいかがかというご意見や、テナントビル対策はぜひ進めていくべきなどのご意見がございました。

取組の評価の関係につきましては、自主的取組の成果を評価してほしいというご意

見、構造的に二酸化炭素が減らない業種についても、活動量を維持しつつ二酸化炭素の削減をきちんとチェックできるような仕組みとすべきといったご意見のほか、建物や設備の状況の多様性についての考慮、さまざまな取組の全体での評価、削減対策事例の普及、都のサポート体制の構築などに関するご意見、事業者と行政が一緒により取組を学習すべきなどのご意見がございました。

これらのご意見を踏まえまして、右の欄に大規模事業所に対する新たな地球温暖化対策の制度設計の基本スタンスをまとめております。

第1の基本スタンスは、排出量の総量削減を着実に実施していくことを原則として、実効性ある制度として設計していくこととあります。

これはまず、事業者の皆様が計画を策定する段階で、より高い削減目標の設定を都が誘導していくことで、現在よりもより実効性のある制度としていくことです。また、中間年に実施状況の把握を行い、削減目標が着実に実施されるよう都が指導などを行うと考えております。

第2に、現行制度の特徴を活かし、自主性や個別性をも活かす制度としていくこととあります。事業者の皆様には、都が示す対策指針などにに基づき、実態に応じて自主的に削減目標や削減対策計画書を作成していただくようにしたいと考えております。

第3に、すぐれた取組成果をプラス評価する制度としていくこととあります。

これは取組の結果を見て計画の達成状況の評価し、すぐれた事業者については、その内容を公表していくことを考えております。この評価に当たっては、計画実施期間中に事業活動などが変化した場合にも、省エネの取組の成果について適切に評価できるよう考慮し、そして特にすぐれた取組を実施した事業者を表彰することを考えております。

4番目のスタンスとして、事業者が削減計画を立てやすいように都が取組事例など具体的手法を示し、広く普及していく制度としていくことです。

都は具体的な削減対策メニューや事例などを紹介した「削減対策ガイドライン」を作成し、事業者の皆様が計画作成の際の参考にさせていただこうと考えております。ガイドラインは、すぐれた事業所の削減対策のメニューを盛り込みながら、さまざまな省エネ技術を普及していくツールのひとつにしていきたいと考えております。

参考資料1にこの制度設計の基本スタンスを盛り込んだ新たな温暖化対策計画書

制度の全体の概要をお示ししております。

参考資料1をごらんください。

右の欄にありますように、まず計画の策定時において、都は事業者の皆様により高い削減目標を設定していただくよう誘導することで、まず現行よりも削減レベルを高めたいと考えております。このとき、事業者の実態に応じた目標設定を重視していく考えですが、より高い削減目標の設計に誘導するため、都は削減対策ガイドラインに基づき事業者を指導・助言していくほか、事業者自らの取組がどのようなレベルにあるかがわかるような統計資料などを提供し、より高いレベルを目指していただくと考えております。

また、削減目標の底上げを図るため、都は最低限取り組むレベルを提示し、事業者の皆様にはそれ以上の削減目標の設定を求めることといたしたいと考えています。この最低限のレベルは、実態調査などをもとに、さまざまな省エネ対策の中で、運用対策や数カ年でコスト回収が可能な設備更新の対策のうち、多くの事業者が取り組んでいる対策や、また多くの事業所が達成可能な削減率などを勘案し、用途ごとに設定していく考えです。

この実態調査で把握していく運用対策や数カ年でコスト回収が可能な設備導入の対策の例につきましては、裏面にあります参考資料2の右下に掲げてございます。これらの対策につきましては、業種、業態によって異なるため、事業所の取組の程度や削減可能量を試算する際に考慮する対策につきましては、今後の実態調査の結果などを踏まえて精査していきたいと考えております。

また参考資料1にお戻りいただきたいと思っております。

中間年におきましては、事業者の皆様から実施状況の報告書の提出をお願いし、これを踏まえて都は削減目標が着実に達成されるよう指導していきたいと考えております。このとき、早期に削減実績を上げた事業者を評価し、公表したり、取組のすぐれた事業者の事例や対策技術などを紹介したりすることでプラス評価した取組成果を広く普及する考えでございます。

計画終了時においては、都も事業者の削減結果の評価を行い、すぐれた事業者を公表し、特にすぐれた成果を上げた事業者については表彰していくとともに、削減結果の不十分な事業者については指導などを実施していきたいと考えております。

評価の方法については、削減率による評価を基本とし、それに加えて取組の程度も評価できる仕組みを検討しようと考えております。これは新しい制度の開始前に事業者が行った取組の成果や制度期間中に事業活動などが大きく変化する事業者を適切に評価するには、削減率だけでの評価では困難であるため、取組の程度を評価する方法も取り入れようという考えです。

また、二酸化炭素の排出削減の取組の底上げを図るために、削減率や取組の程度が著しく不十分な事業者に対して、都はその状況を調査し、必要に応じて指導や勧告などを実施することを考えております。

このように部会でのご議論を踏まえ、新しい温暖化対策の制度として温暖化対策に積極的に取り組んだ事業者が社会経済的に評価されていくことについて、現行制度よりも強化した制度づくりを進めていきたいと考えております。

【佐野環境配慮事業課長】 それでは、資料を1枚前に戻してください。資料1の3枚目のペーパーでございます。

諮問事項の2番目であります新築建築物に対する温暖化対策の強化について、論点を整理した内容をご説明いたします。

当初、事務局からお示しいたしました基本的考え方は、左の欄のとおりでございます。部会でのご議論は「制度の方向性について」、中央の欄にありますようなさまざまなお意見をちょうだいいたしました。

主な論点といたしましては、まず、制度の名称に関するご議論がございました。また、市場原理から見れば一定の環境配慮の取組を高いレベルで判断してマル適マークのような総合評価を与える評価制度が有効だというご意見や、建築物をめぐるエネルギー消費はライフサイクルを通じて大きいものですが、建築物の省エネルギー性能を高めることが中でも重要であるので、それに特化していくべきというご意見。それから、温暖化問題の観点からも断熱発泡剤のノンフロンを評価すべきといったご意見がございました。さらに、ヒートアイランド対策では、風通しや緑の連続性など、建物だけでなく敷地の使い方や都市計画につながる対策もあわせて配慮していく必要があるというご意見がありました。マンションの省エネ性能などの公表制度の充実に関しましては、マンションの省エネだけではない多方面の性能の中で特に省エネ性能だけに表示・公表の義務づけを行うことは好ましくない、他制度との整合を図るべきな

どのご意見もございました。

ご議論を踏まえまして、新築建築物に関する制度設計の基本的スタンスをまとめました。それは右の欄のとおりでございます。

まず、一つ一つの建物の環境性能の向上が積み重なって2つの温暖化問題の緩和を導いていくという考え方のもとに、新築時に環境性能を高める対策を重視するというものでございます。

制度の基本的方向は、建築物環境計画書制度と緑化計画書制度の2つの現行制度をベースに、さらに充実・強化を図ることでございます。

そのため、第1に現行制度をレベルアップし、さらに内容を充実させてまいりたいと考えております。充実を図る内容の1つ目としては、敷地と建築物を一体的にとらえ、緑化対策と被覆対策を総合的に推進していきたいと考えております。

2つ目に、新築建築物の省エネルギー性能をより高いレベルに誘導するとともに、新たに被覆対策や人工排熱対策について環境配慮項目として追加することを考えております。

また3つ目として、風通しや緑の連続性など地域に広がる視点からの環境配慮項目を追加するよう検討したいと考えております。

第2に、建築物の環境配慮が評価される市場形成のため、公表の仕組みを充実していく考えです。具体的には、マンションに関しまして販売時に環境配慮の内容を表示・説明する仕組みを国の制度などと調整を図りながら創設したいと考えております。

【木村計画調整課長】 続きまして、諮問事項の3番目は、家庭における温暖化対策の強化についてであります。

同じ資料の下をごらんください。左の欄は、第2回の部会でお示したものの要約でございますが、そのときの主な意見、論点を中央の欄にて、消費者に省エネ情報が確実に伝わる仕組みづくりと普及啓発に関するものの2つに分けて整理してございます。

省エネラベル表示につきましては、全国的に標準化できるものとしていく必要性、あるいはノンフロンである旨の表示の必要性などのご意見。また、ラベリング化は有効な措置であり、次の技術開発を促進するためのインセンティブを消費者の選択により与えるのがラベリングの一番のポイントであるというご指摘などがございました。

消費者・都民への普及啓発につきましては、従来と変わらず重要な事項で積極的に進めていくべき、低年齢の段階での環境学習が重要とのご意見などがございました。

これらを踏まえまして、制度設計の基本スタンスを右の欄にまとめました。東京の実態を踏まえて制度構築し、それを全国に向けて提案していくこととしたいと考えております。

家電製品の省エネラベル制度については、販売者に対し省エネ情報、年間使用電力量のほか、ノンフロン製品ではノンフロンである旨を表示し、説明することを求める制度を構築する考えです。

また、これらの表示方法などの検討に当たっては、消費者団体、業界団体、N G O などとの連携・協働を現在図っているところでございます。

また、人材育成、普及啓発、情報提供については、これまで同様に重視し、積極的に実施していきたいと考えてございます。

新たな温暖化対策の方向性と制度設計の基本スタンスにつきましては以上でございます。

追加でございますが、後ろの方につけてございますが、2001年度の東京都内の温室効果ガス排出量の結果につきまして、暫定値でございますがこのほどまとまりましたので、参考資料4ということでお知らせしてございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

【神野部会長】 よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、事務局から説明していただきました論点整理案につきましてご議論いただきたいと思っております。

資料1にありますように事務局の方から示されてまいりました基本的な考え方、これについてこの審議会で議論をしたわけですが、それを踏まえて制度構築の基本スタンス、つまり基本原則がまとめられたわけでございますので、主としてこれについてご議論をいただきますが、制度化されたイメージの方は参考資料の方をごらんいただいて、制度化された後のイメージを浮かべながらご議論をいただければと思っております。

特に分ける必要はないとは思いますが、ご意見があまり出ないようであれば総論からというようなことを始めていきたいと思っておりますが、いかがですか。特にご意見ございませんでしょうか。

それでは、とりあえず総論のところを見ていただいて、いかがでございましょうか。

【松本委員】 全体の、今回拝見した印象ですが、何かトーンダウンしたのではないかなということを強く感じました。恐らくその理由は、「自主的取組」という言葉があちこちにかなり支配的に出てくるような印象を持ちました。

まず、そもそもこの委員会が立ち上がってこういうことを審議するという理由は、都が自主的取組を尊重した上で事業者に計画を立てていただいて、その結果、総量削減において効果が期待できないということが都の調査で立証されたこと、それがスタートラインだったと思うのです。全国レベルでも、自主的取組で省エネ法の基準すら守られていないところがたくさんあるということで、やはりこのスタートラインを部会での議論の際に尊重すべきではないかと思います。

しかも今、5%上がっていますから、京都議定書を守るには11%下げていかなければならないわけです。もちろんこの部門だけでやるということではないのですが、それだけの総量削減をやらなければいけない。逆に、規制を使わずにやるべきだといふのであれば、義務を課さずにそれだけの総量削減が担保できることを立証すべきだと思います。あとはまた資料2のところ。

【神野部会長】 どうもありがとうございました。

都のもともとのスタンスから言えば、自主的な取組の限界を克服するということが今回の審議会の主要なテーマであったはずだというご指摘でございますし、それが少し重視され過ぎてトーンダウンしているのではないかとご指摘でございますが、事務局の方、いかがでございましょうか。

【保坂副参事】 いわゆる「自主的取組」の「自主」の意味でございますが、現行の制度では、全く任意でやっていただく、そういう形での自主的取組であったわけで、その場合、3年間の計画で計画書の平均が約2%の目標であったと。これはちょっと少ないのではないかと、そういう問題意識からこういった諮問をさせていただくことを考えていたわけです。新たな制度案につきましては、この審議会での議論を踏まえまして、より高い目標設定に向けて都もさまざまな指導をしていくということ、それからすぐれた取組、成果をプラス評価していくということで現行制度よりも各事業者がより高い目標を設定し、実施していくことで実効性を高めることができると考えております。

そういった意味で、自主的取組の尊重ということは全くの任意ということではなく、要は都の誘導などのもとで、企業の自主的取組も尊重していくということで、今、ご説明したところでございます。

【神野部会長】 松本委員は柔らかにおっしゃっているのですが、後半のはきつい要求があるので、拳証しろとおっしゃっているのですが、そこはどうか。

【松本委員】 都に拳証しろという意味ではないのですけれども。

【百合都市地球環境部長】 大変厳しいご指摘なのですが、義務化云々というレベルと具体的にどの程度の量といいますか、効果が上がってくるのか、これはどちらもこれまたやってみなければわからないという部分でもございますので、どちらがどれだけ量的に削減量が変わってくるのか、今の段階ではちょっと明確にお示しすることはできないのですが、ただ、現在持っている制度で私どもの推計の範囲を出ませんけれども、2%程度という数値が出たわけですが、それに比べると今の制度をさらに強化をし、充実することによって事業者の皆様方についてもより高いレベルでの目標設定が可能じゃないかと考えていますので、そういう意味では現行の制度よりも一歩進んだ、前に一歩出た制度になるのではないかとイメージをしております。

【神野部会長】 よろしいですか。

【松本委員】 では一言だけ。都に立証せよと言ったわけではなくて、こういう議論のときに、規制に反対する強いご意見がよくありますが、そうしたご意見がある場合は、という意味で申し上げました。

いわゆる自主的取組でやるとすると、都の資料2にもありますが、まず数値から言ったら、省エネ法の基準すら守られていないケースが多くあります。私は部会で何度も申し上げているのですが、省エネ法の基準すら守れていないというのは論外であります。ただそれが今の実態なのですね。ですから、省エネ法の基準は最低限の合意できる基準としてまず考えるべきだと思います。

それから、省エネ法の手続も比較的きめ細やかに、最終的には罰金というところまでいっているわけですが、その手続論の部分も最低限の基準として、参考にさせていただきたい。

規制と同じくらい自主的取組で効果を上げようとするれば、恐らく事業者に対して相当、都が指導しなければならないことになると思います。どちらが事業者にとってい

いかというのは検討すべきところかもしれません。

効果を上げるためには、もし自主的取組でやるとすれば、指導や基準、ガイドラインがかなり細かく、しかも厳しいものが用いられる必要があると思います。そしてレビューのときには、1回か2回の審議会でレビューするのではなくて、徹底的なレビューをやらなければならない。そういうものを全部組み合わせてはじめて規制と同じような効果を達成できる可能性があるかもしれません。

【神野部会長】 よろしいですか。多分この審議会でも自主性などを尊重すべきだという意見はかなり出たと思うのですが、ここで自主性や個別性をどうやって活かしながら実効性を上げていくのかという制度構築については、あまり具体的に議論する時間がなかったわけです。僕は素人なのでわかりませんが、例えば環境格付みたいにこれを制度的に導入すれば株価が動きますから、きちっと環境のためにいいことを自主的にやっている企業はそれだけ褒めてあげて、株価はどんどん上がっていく。やらない企業は株価をどんどん落とすというような制度にコミットしていくなど。自主性を活かしながらやっていく制度ということであれば、それなりにまたご意見もあったかと思うので、そういう点も多分指摘されているのではないかと思います。

飯田委員、どうぞ。

【飯田委員】 私もざっと見た感じは今の松本委員と全く同じ感想で、やはり総論の下から3つ目の のところの、これまでの自主的取組に頼るだけでは実効的ではないので規制的云々と書いてあって、出口がまたやはり「自主的」だけが目立っているので、もうちょっと出し方を多少工夫しないと、産業界の方は納得されるかもしれませんが、やはり都民としては納得できないのではないかとこのところがあって、トーンダウンしたところを先ほど部会長がおっしゃった「実効性」とかそういったところにもう少し突っ込んだ方がいいのかと。

1つは出口として、最終的に制度構築ということですから、最初に鳴り物入りで始めたものですので、今、環境問題だけではなく社会全般の関心の中で地球温暖化というのが一番関心のある問題の筆頭に上がるくらいですので、都の方でもいろいろご都合があるでしょうが、まずこれは独立の条例として、そういうまず枠としては出口をぜひ図っていただきたいというのが1つです。

その上で、恐らくここで苦労されたのは、結局自主か規制かの二元論に陥ったとい

うところがあって、多分自主は自主でも、例えばその中で全く自由放任の自主ではなくて、新しい条例のもとで一定の協定を結んでいくとか、その規制の後ろに経済的手法というのが書いてあるわけですが、これも罰則的な、ペナルティ的なものでは必ずしもなくて、インセンティブのようなものをきちんとつくっていくということで、ちょうど今、環境省の方でも石特会計を使って温暖化対策にはお金をつけていくという方向で、しかもこれからしばらくまだ予算がふえていく方向ですので、この制度化とあわせていくと非常にいいパイロット事業になっていくのではないのでしょうか。

そういう意味では、例えば東京都と条例のもとで協定を結んで確約をしたところは差額をきちんとお金の面でも見ていくとか、新築、あるいは断熱を強化していく手当てについてもインセンティブが出ていくのだというようなところも作り込めると思います。そういったところをもう少し工夫して、これまでの議論の積み重ねを活かして、合意できる出口をぜひ探していければと考えます。

【神野部会長】 各論の方は挑戦 1、2、3 と分けないで進めたいと思いますので、各論の方に移っていただいても構いませんので、ご意見があれば。

【西堤委員】 総論のところなんですが、お二人から対応がトーンダウンしてきたのではないかなというようなご意見があったのですが、それから後のページを見ますと、実質的にはそうでもないような感じがいたしますし、それから先ほどあまり説明がなかったのですが、参考資料 4 のところで 2001 年度の技術的というのが出ていますが、これを拝見しますと何%減ったなどを書いていないのですが、ざっと計算しますと、去年 1 年間、2001 年の 1 年間で 3%強減っているのですね。やはりこういう足もとの実績も踏まえて、必ずしもトーンダウンというよりも、実績もある程度上がってきております。こういうやり方でやっていってうまくいけばそれにこしたことはないのですから、そういう感じで考えればどうかと、産業界のわがままではなくてそのように感じます。

以上です。

【神野部会長】 どうもありがとうございました。

総論に限らなくて結構でございますので、各論の方に移っていただいてご議論していただければと思います。

【坂本委員】 資料の挑戦の 1 で、一般のビルの省エネをやるというわけですが、参

考資料1の方に多少詳しくイメージがあるのですが、これだけでもまだまだ全然、実際具体的にどんなことをやるというのがちょっと見えてこないと思います。やはり1つは非常にCO₂の排出の大きい事業所から網をかけていくのではないかと思います。それが、それだけで十分かという疑問が残ります。

小さな事業所でもやるべきことはあるわけです。例えば古いエアコンの機械を使っている、非常にむだなエネルギーを使っている。そういうのは最新の機器に取りかえれば非常に効率はよくなるわけです。そういうケースが結構あると思います。そのあたりは、何も書かなくて、何も言及もしなくていいのかということが1つございます。

それからあと、やはり省エネルギーの評価というのは非常に難しいことですね、これは。都がおやりになると思いますが、だれがこの省エネの目標が適切で、それを実行できたのかということの評価するかということが問題です。特に建物の使用時間にもものすごくエネルギー消費というのは影響されるわけです。ですから、景気がよくなって仕事がいっぱいありますと、エネルギー消費はふえてしまうわけです。あまりもう景気はよくなるのかもしませんが、そういうことがございます。

考えられることは、省エネの評価というのはすごく専門性を持っているので、専門家がある程度入る必要があるだろうということとして、設備の分野でちゃんとビルの設備が適正に動いているかどうかということの評価していきましょうという機運があります。コミッションングとかリコミッションングと言われる分野なのですが、アメリカの方では随分この分野が発展していき、それで飯を食っている連中もいると伺っております。そういうことをやはり学会としてやっていこうということが今ありまして、NPOをつくったりして、実際のビルのエネルギー診断を客観的に行える組織をつくっていこうという動きもあります。そういうものをやはりうまく組み合わせていくと、適正なそういう評価あるいは目標の設定ということができるようではないかと思います。もう少し具体化しないと、これでうまくいきそうかどうかということは判断できませんが、ざっと見ただけですが、以上のことを感じました。

【神野部会長】 いかがですか、今のご質問につきまして。1つは網かけといたしますか、そういう問題について触れなくていいのかということや評価の困難性とかそういった問題ですが。

【保坂副参事】 今回、参考資料の1のところでは、大規模事業所に対します制度と

して整理させていただきましたが、これは前から事務局の方で案をお出ししていますように中規模事業所につきましても、これは任意の目標設定ではありませんが、現行の計画書制度に準じた形で計画書の策定を義務づけていくという制度を中規模の事業所についても広げていきたいと考えております。

また、専門性を持っていることなのでそういった形でいろいろそういう情報を組み合わせて進めていったらどうかということにつきましては、今、実態調査を踏まえまして、これを例えば、削減対策のガイドラインに反映させるだとか、それから先ほどの評価の仕方として削減率だけではなく、取組の程度というのはあわせて評価していくということをお話ししたわけですが、こういった実態調査などにつきましては専門家のいろいろなご意見を踏まえて進めているところでございまして、そういった専門性につきましては十分考慮して取り組んでいきたいと考えております。

【神野部会長】 いいですか。坂本委員の、もう少しスタンスや何かのところ少し書き込んだ方が、ということでしょうか。例えば評価制度とか評価主体とか、それから実効性、どこに行くか。少し大きな事業所だけではなくて小さな事業所の意見的なこと、少しそういうメッセージが伝わるような。

【坂本委員】 そういう項目があったり、文字になっていればよろしいと思います。

【神野部会長】 それについてはいかがですか。つまりスタンスの中にそうしたことが、メッセージが伝わるようなことは。

【保坂副参事】 今回お出ししましたのは、あくまでも基本スタンスということでした、これから中間のまとめの骨子を次回にお示しいたしますが、そのところで検討させていただくということでご了解いただきたいと思います。

【初鹿委員】 温暖化問題は都民といいますか、市民一人一人の意識に基づいて対応しなければいけない問題だと思っています。例えば企業の方も都民であり、市民である。また、行政の方も都民であり、市民である。それぞれ立場が違って、みんなが意識を高めることが何より先決ではないかと思っています。

総論の流れとしては、頑張っている人は褒め、自主性を重視しながら取り組むというプラス思考の方針になっており、都民の意識喚起の上では非常にいいことではないかと思っています。

こういう一人一人が真剣に取り組むような制度は、大規模事業所のみにとられる

ことなく、中小あるいは商店街に至るまでもっと幅広く行い、皆さんが自主的な取組を自発的にできるような仕組みにしていくことが一番良く、実質的な温暖化対策につながるのではないかと考えます。

それから、三位一体といいますか、行政、企業、市民、それぞれがそれぞれの立場で頑張らなければいけない中で、都として一番大切なのは、参考資料4の排出実態でも分かるように、排出量も伸び率も最も高い運輸部門の対策ではないでしょうか。

今回3つの諮問の中には入っていませんが、この分野についてどういう取組をするのか、また、都市再生や首都機能の強化をどのようにやっていくのか、この2つを両立させることが施策の中核となるのではないかと考えています。

今回の諮問とは直接関係がないかとも思いますが、都としても汗をかく方策、インフラの整備を含めたある種のマスタープランを持つべきではないかと思えます。

それから先ほど話のあった中小企業が施策を講じるときに必要な資金の問題ですが、例えば温暖化問題に自主的に取り組むことを、金融機関の融資の条件にするようなインセンティブも都としてやれる一つの方策ではないでしょうか。都民全体で取り組めるような仕組みづくりがいいと総論としては感じています。

【神野部会長】 今のご質問についていかがでございますか。

【保坂副参事】 まず、この諮問事項ではございませんが、ほかの部門についての取組でございますが、都が策定した「都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針」におきましては、重点的に取り組む課題として挑戦1から6の内容を掲げておるわけですが、そのうち運輸部門につきましては総合的な環境負荷低減という視点と、それからディーゼル車の対策を進めてきた経験と実績をもとに具体的な対策について国へ要望を行うなどとともに、さまざまな取組を開始しているところでございます。このことにつきましても進めていきたいと思っております。

また、金融機関に対するこういう働きかけでございますが、これもご意見として承りまして、事務局としても今後検討していきたいと思えます。

【平井委員】 私は自主的取組云々ということに関しましては、参考資料1にこれからつくられる枠組みがイメージとして示されておりますが、自主的取組といっても、全くの自由放任というのはありようもないので当然、自由放任でもなく、さりとて今の時代にガチガチの規制というのものなじまないということで言えば、これからつくり

上げていく枠組みとしてはここに示されたようなものなのかと、こういうものであれば実効性というものをそれなりに追求していけるのかなと感じます。

それで、本当にこういう枠組みが効果のあるものになるかどうかというのは、やはり、この枠組みでは一番下に「結果は自ら公表」と書かれておるわけですが、対象事業者が本当に緊張感を持って一生懸命やって、それが世の中に評価されるということがある意味では刺激になって、本当に新しい枠組みというのがうまく動いていくと、効果を上げていくということになるわけなので、そのためにはまず東京都がこういう新しいスキームというものを世の中に対してきちんと伝えて、いかにこれが重要なものであるかということを知らしめて、東京都民がやはりものすごく高い関心を持ってこの新しい枠組みの運用というものを眺める。そういう注目の中で、対象事業者も相当の緊張感を持ってやっていくという状況が生まれると思います。

決して、自主性云々だからだめだという話ではなくて、ここに書かれたようなある程度、自主性を尊重したような枠組みというのはそれなりに効果があるものになる、あるいはしなきゃいかんということではないかと思えます。

ここの資料の中では、事業者が出す計画そのままで終わりではなく、それなりの実態調査をきちんとやり、そこで最低限取り組むレベルというものをいろいろなデータをもとに、多分、業種とかいろいろな対応別に、最低これぐらいはというある程度理想型みたいなものを示されるのだらうと思います。それをもとにこのイメージ図を見ますと指導・助言ということがありますから、実態調査を踏まえての最低限、取り組むレベルというものをもとに指導・助言でもって、まずは自主的につくったものが場合によっては、ここで「底上げ」と言っていますが、さらにレベルアップということもあり得る。そういう最終的な結果についても自らこうでしたということを示す形が求められているわけです。

そのような一連の流れに対して、東京で全員が強い関心を持ってこういう新しい枠組みの動きを注目していけば、それなりの効果というものが期待できるようになるのではないかという意味では、決してここで言っているようなある程度の自主性をも入れたような枠組みというのは決して意味のないものではなく、それなりの意味のあるものになると思っております。

【神野部会長】 ありがとうございます。

【石福委員】 議論がもとへ戻ってしまうような気がするのですが、今おっしゃった自主的取組に関連するのですけれども、もう一つ規制的なものですね。

実は、環境というのは都市を守るために大変重要なことです。ちょっと比喩的に見ますと、建築基準法という法律がございます。その中で、それはいろいろな目的、市民の安全を図るとかあるのですが、やはり都市の環境を守ろうという大変重要な柱がありまして、そのために基本的には建物を建てる時の容積率、敷地に対していくつまで建てられるか、それから建ぺい率、地面の何割まで建物を建てていいかという基本的な、それは規制ですね。それは大変強い規制で、もしそれに違反したならば、建物の使用禁止、あるいは取り壊し、そのくらい強いのです。そうすると、環境の問題も目に見えないので、CO₂を排出しても目に見えないので大変甘くて自主的、自主的と言うのですが、どうもとことんいくと、自主的規制だけで本当に都市の、特に東京の環境が守れるか大変疑問なのです。

そうすると建築基準法で建ぺい率とか容積率という基本的な問題に大変強い態度で臨んでいるように、環境についてもそういう極めて基本的なものは使用中止、あるいは取り壊しぐらいの強い態度で臨む最低限のものを私はつくるべきだと思います。

あと細かいことを規制していきますと、世の中の技術は全然伸びませんね。そういう枠の中で、その中身は緩和するといったような方式、基本姿勢についてちょっとそんなことを考えております。

【神野部会長】 組み合わせの方向になるのでしょうか。いずれにしても、基本的な部分はかっちり規制しておいて、あとは任意でそれぞれ工夫ができる余地というものを明確に、というようなご趣旨だと思いますが、それについていかがですか。この中でそういう方向性が、つまり規制と自主との組み合わせみたいなものなのでしょうか。

【百合都市地球環境部長】 温暖化対策というのは私ども、環境行政における大きなテーマだと思っていますし、さまざまな取組をいろいろな形で重ねていかなければいけない課題だと理解をしています。今、私どもが持っている制度は、その第一歩として建築物の環境計画書制度ですとか、CO₂削減の計画書という形で踏み出しました。ただ、この第一歩を踏み出したのですが、その事業を実施していく中でさまざまな一定の知見も得てきているという中で、もう一歩進めたいというお話です。それがどういう形で次のステップを踏んでいくかという、いろいろなパターンが確かにあるのか

と思ひまして、今回もご審議を願っているところではあります、ただなかなか即効的といひますか、1つの制度でかなりの削減がすぐできるというような問題ではなく、かなり広範な方々と一緒に長期間にわたって取り組む問題なのかなという問題意識がまず前提としてござひます。

その中で一つ最初に打ち出した義務化というの、そういった意味合ひで打ち出しているわけござひまして、それを検討していく中で、どの程度のものが今の社会状況の中で広範な方々に受け入れられる制度になっていくのかということ、そういった視点で検討を重ねていきたい、そのようなスタンスで考えております。

【神野部会長】 よろしいですか。

【石福委員】 それでは、具体的に何が最も基準を決めるべきものか、これは大変難しいわけですね。その辺が大いに議論されなければならない。

またちょっと実例を言ひますと、建築の省エネというの、省エネするためには例えどいうことと事細かに事を決めると、かえって新しい技術が伸びていかなくなるのです。むしろそれは自由であると。ただし、最終的結論として数値を与えて、それに到達する手法は全く自由であるといったような姿勢を現在とられていると思ひます。だから、この環境問題もそうあるべきではなからうか。どうしても絶対守るべき強い線、それが何であるか、それを決めて実行するべきではなからうかと思ひます。

【神野部会長】 そこら辺は、審議会で出たご意見を踏まえたような形でスタンスにメッセージを盛り込めるでしょうか。

【百合都市地球環境部長】 最低限守るべきという理解でよろしければ、参考資料の方でお示ししているような一つの底上げというような考え方はこゝで出てきております。その場合に考えておりますのは、少なくとも運用対策ですとか、それからそれほど高額なコストをかけずに一定の効果が上がるであろうというような対策メニューを今後の実態調査なども踏まえながら、私どもとして計画書をおつくりいただくときの指針なりガイドラインなりという形でお示しをして、少なくともここまではできるのではないかという線をお示したいと思ひております。

【石福委員】 それでその計画書なのですが、建築をつくるときの建築基準法においては、決められた数値に違反していたら着工できない。ところが、環境につきましては極めて自主的ですよ。結局、やればできちゃうと。後でそれを公表すると、社会

の批判を浴びるでしょう、というような、それで事が済めば大変望ましいんですが、どうも世の中すべてがそんないい人ばかりではなからうと。だから何か一つ、強い線というのは要るのではなからうかと考えたのです。

特にその強い線は何かというと、結局は敷地に与えられた環境負荷の上限値の設定ではなからうかと思っております。ちょうど建築で言えば容積率ですね。ある一定の敷地に建てられる建物の面積を規制すると。

【神野部会長】 そうしたご意見にはいかがですか。

【百合都市地球環境部長】 負荷の上限という、一つの建築物に対するお考えなのかと理解したのですが、この制度、建築物に対する現在持っている建築物計画書制度、その充実というのもこの中に入っておりますので、その中で一定の建築物に対するこれまでの評価以上の充実内容というのを評価基準として設定をしていきたいというのがこの資料の方に記載をしたところでございますが、先生のおっしゃっているご質問にこれで答えになるかちょっとわからないのですが。

【石福委員】 なかなか難しい問題で、これから皆さんで、我々も含めて考えていきたいと思っております。

【神野部会長】 原委員、どうぞ。

【原委員】 ここに「東京都のディーゼル車対策 - 国の怠慢とその成果 - 」という冊子のパンフレットがあるわけですが、仮に温暖化でおつくりになるとすると、このサブタイトルは何となりますか。

【百合都市地球環境部長】 まだそこまで議論が煮詰まっていなと思っていますので、煮詰まった際にはぜひいろいろなアイデアをいただきたいと思います。

【原委員】 私は中央環境審議会の温暖化対策部会を2年間ほどやっていたものですから、今の議論を聞いていて、同じ議論をしているなという感じを受けたものですから申し上げました。これは例えば国際条約を結ぶときにプレッジ・アンド・レビューというやり方あります。ある目標を誓約してその裏づけをレビューする。

温暖化は特にこの手法が多く用いられたと思いますが、プレッジ・アンド・レビューというのは、例えば中央環境審議会が環境基本計画に対して各省庁がどこまで達成しているかというのを毎年ヒアリングしていますよね。その場合に、何で裏づけをしているかというのは、最初、やはり非常に抽象的だったのです。それでは政策目標と

手段がどうつながり、どう成果を上げたのかさっぱりわからないじゃないかということで森嶋会長がだいぶ苦労されて、それでかなり広範な数値化をしたんですね、何年までにここに達するという。それを全部一覧表につくっているわけです。今どこまで来ているかということ絶えずレビューをしていく。だから自主規制というのはプレッジなんです。ここまでやりますよと誓うわけです。それに対して、ある政策目標が全部数値化されてあって、そこに対してどこまで近づいたのか。もし近づいていないとすればなぜなのか、それを全部明らかにして公表する。こういうことがあって初めて目標値というものが社会的な行為といえますか、信頼を得ると思いますが、そのあたりはレビューの部分をどういうふうにお考えになっているのか。

【神野部会長】 いかがですか。

【百合都市地球環境部長】 数値化という、トータルな話として、一定の目標は私も環境基本計画の中で設定をしているところですが、今現在、ご審議をいただいている中での制度の設計では、具体的に何%削減のためにこういう制度にするというようなところまでの設定は設けていません。

ただ、この制度を実施することによって、例えば計画書をご提出願うわけですが、その中でそれが集計される時点では一定の削減の率というものが出てくるのではないかと考えています。

【原委員】 ぜひ入れるように、裏打ちされることを祈っております。

【神野部会長】 伊藤委員。

【伊藤委員】 今のことに続きまして、やはり東京都のディーゼル車対策は一般の人にもかなり浸透しまして、実際にそれを違反したのが何台あるのか、10月は大気がこれだけきれいになった、というデータまでニュース等に出ていました。天候の影響があるから1カ月だけではわからないこともありますが、それが一般の人にもマスコミを通じてかなり浸透したと思います。

私もこの計画を立てるに当たって、最初は自主的なものでもいいのかと思っていたのですが、ディーゼル車対策を見て、やはりあめとむちの、むちのところもある程度はしないといけないのかと思いました。都民一人一人にやらなくてはいけないということ浸透させる意味でも、ある程度の規制は必要なのかとディーゼル車対策をみて感じました。

先ほど初鹿委員がおっしゃったように、一人一人が真剣に取り組むことが非常に重要だと思っています。また、新築の建築物に対してだけでなく、修繕する場合にでも断熱補強をするなり、いろいろな効果が修繕する前と後とでかなり違うということもあるので、新築建築物だけでなく、修繕の際にもそういったのをある程度の義務化を考えていくとより多くの人が取組むこととなると思います。

また、都民一人一人真剣に取り組むためにはマル適マークみたいなものをいろいろ議論されていますが、そういったのもわかりやすく、ただ電化製品だけでなく、マンションやオフィスについても、それが何か一定のわかりやすい統一化されたマークのものをつけるのがいいと思います。温暖化対策に関してこれだけできているというのが、電化製品でも、建物にしてでも、東京都はこういったマークをつけているということがあるパンフレットを見ても、こっこのパンフレットを見ても出ているし、電化製品のパンフレットを見ても出ているしというように、どんどん浸透させて、一人一人が取組めるように考えていかれるといいと思っています。

【神野部会長】 今のご意見にコメントございますか。

【百合都市地球環境部長】 一定の省エネ性能の表示、例えばマル適マークみたいな、これは挑戦3のレベルの話になりますが、一定のそういった省エネ情報の提供という意味合いでは、家電製品については今、実行委員会等でも検討をさせていただいていますし、またこの中で挑戦2の方の話になりますが、マンションの性能表示というところでは何らかの形で購入時、早い時期に購入されるときにどんな省エネ性能を持っているかということ为消费者の方がわかるような情報提供のシステムというのを何かできないかということで、今ここにスタンスとして掲げさせていただいたところでございます。

【松本委員】 何度も発言して申しわけありません。

誤解のないように一言確認しておきたいのですが、私もまさしく自主的取組か規制かという議論をしているつもりは全くありません。つまりポリシーミックスというか、両方が必要であり、また、個別性とか自主性というのは基本だと思います。

もう一つは、公平感とか公平性の問題とインセンティブの問題です。余裕がある、つまり基礎体力が既にある大企業などは、例えば公表などによって、よりビジネスチャンスに結びつくチャンスが与えられると思いますが、やりたくてもできない、真ん

中にいる多くの事業所にとってのインセンティブとは何か。

例えば、参考資料1の一番右の下のところで取組の程度が著しく不十分な、いわゆる怠慢な事業所に関しては、例えば罰金を含む罰則を科すなど、ただ乗りを防ぐ。やるるか、やるまいかと考えたときに、やらなくてもたいしたことはないと思ってしまうような状況をつくってはいけないと思います。そういうときに、規制というのは一つの有効な方法ではないか。むしろ、非常に公平な方法ではないか。

もう一つは、先ほどからも出ていますが、ラベル表示による格付といったものは、都民にとってわかりやすいものだと思います。例えばマンションを買うときに価格表示と同じぐらいの大きさでそういった表示があれば自然に浸透していくのではないのでしょうか。嫌でも目に入るような、わかりやすい格付というのは、それも一つの公平なやり方ではないかと思います。

やりたくてもできない事業所に対しては、丁寧な対策をとる。例えばそういったことへの銀行の貸し渋りがないようにするとか、補助金を出すとか、先ほどの評価する、というのも一つの方法だと思います。

それからもう一つはテナント問題です。難しい問題で、最初からこの部会でも議論の先送りをしているような気がするのですが、やはりこの問題に関してはワーキンググループを専門家の先生方で立ち上げていただくとか、ある程度はどこかで専門の方からのインプットがないと、難しいのではないかと思います。アイデアを述べることはできるかもしれませんが、私自身、どう議論していったいいかわからないというところがあります。この問題がネックになってしまうのは非常に残念なので、そこを何か考えていただければ。

最後に、これは私の不勉強なのですが、もちろんマイナス3%というのは存じておりましたが、産業部門でマイナス3%というのを少し詳しく、どうして削減になったのか、ここでの議論とどう関わるのかを説明していただければ大変助かります。

【神野部会長】 いかがですか、3点ぐらいございましたが。

【保坂副参事】 まず、規制的な手法でございますが、今回、自主的な手法と規制的な手法とのポリシーミックスの考え方を全く捨てたということではないわけです。

こここのところで義務化のイメージでございますが、今まで取組が不十分な場合、何か即罰的なイメージがあったのではないかと考えております。ですから、取組が不十

分だからといって即罰ということは考えていないということとして、最終的な担保の手段ということにつきましては、省エネ法などのほかの制度を参考に組み立てていこうと考えております。ですから、それに至る手順といたしましてこういった指導とか勧告などの手順があるのではないかとということで最後のところ、取組の底上げを図る制度というところでお示ししているところでございます。

2番目のワーキンググループの、特にテナント対策に対するワーキンググループにつきましては、今後、検討させていただきたいと思っております。

それから産業系のこと、特に昨年度との比較でのお話でございますが、2001年の状況というのは前年度に比較してですが、冷夏、暖冬などの影響があって減少したということもあるようでございます。やはり基準年からの大きな傾向としては、減少に傾いているとはまだまだ言えないのではないかと考えております。

その産業部門、基準年に対して減少しているということでございますが、これはやはり個々の事業所を見たときに、必ずしもすべて削減されているとは考えられないのではないかと考えております。

今まで調査した中で、産業系でも20社ほどの調査が済んでおりますが、その中の約4割は事業所で増加しているということもございまして、また、産業系におきましては、この中で事業所数そのものが減少している部分がございますので、必ずしも省エネ対策が進んでいることによつての減少とは言い切れないところがあると理解しております。

【神野部会長】 松本委員の第1点のお話ですが、規制と自主性といつても、自主性といつてもいやしくも政策なわけです。企業の自主性をサポートしてあげる政策なわけです。言いかえると、市場に対してフレンドリーな政策を打ってあげるということだと思います。

現実には、例えばいいことをやっている企業には補助金を出し、資金的にサポートしてあげる。それから技術とか組織をどうしたらいいかということをサポートする。これはかなりきくはずなんです。生産性だけでも、同じ機械を使つても10倍ぐらい違う機械がいくらでもあります。だから知恵をサポートしてあげるというのは非常に重要なわけです。

そうすると、いいことをやったり、また、やりたいといった企業にサポートしてあ

げるとどうなるか。ここに出ている政策というのはお金の要らない政策が出ているわけですよね。そうすると、お金がどうしても要るでしょうと。結局、ではあまり努力しない、あるいは意識的に努力できるにもかかわらずしていないところに税をかけるなどしなくてはいけない。ただ、そののところは何回もここで議論が出ていますが、税の問題とか踏み込めませんねという話があったわけです。

そうすると結局、自主性を尊重するといっても、本来自主的な政策といっても本当は政策のはずですが、表彰してあげるとか、消費者選択で消費者に情報をちゃんと流してあげるといというのは、最近の消費者は非常に賢いので重要なことだと思いますが、ちょっと表彰とかでは弱いと。少しサポートしてあげるとお金が必要になってくる、そうすると財源をどうするかという話になってくるというところの議論ができない面なので、弱くなるのだと思います。そこら辺、何か念書にしておいた方がいいのではないかと思います。本来こういうことも、ピグー課税でも何でもいいのですが、非常にフレンドリーな政策が打てるはずですが、そこはなぜ禁欲しているのかというところは念書にしておいた方がいいかもしれないと思います。単に自主性といっても企業ばかりに負担させてやるという、これは政策ですからサポートしてあげないと話にもならないので。

あといかがでしょう、ご発言のない委員の方でございましたら。

【飯田委員】 先ほどの皆さんの議論に少し触発されて3点あります。

今の松本委員の発言にさらに上乘せしていくと、1点目として、規制の意味合いというのはいわゆるポリシーミックスというのはもちろんありますが、もう一つは、規制というところ恐らく産業界の方は禁止だとか罰則だとか裁量規制と非常にネガティブなことばかり思われると思いますが、最近、ある環境NGO系で少し議論になって勉強になったのですが、産業界の方がいつも自慢されるマスキー法対応で、あれは規制があってそれに対応して日本の産業界が強くなったという、いわゆる通説があります。そこで最も何が機能したのかというと、何年までに、先のことを禁止するといういわばターゲット・アンド・タイムテーブルみたいなものを予告することによって、ホンダさんはCVCを開発し、マツダさんはロータリーをやり、トヨタだとか日産の方は触媒技術を発展させたというような形で燃費も向上し、総合技術も開発する。

そういう規制には、実は先を見込んで大枠を先に固めてあげることで産業界の技術

開発インセンティブを促すという役割があり、これは先ほど原委員がおっしゃったプレッジ・アンド・レビューのプレッジの部分であるとか、ディーゼル車との比較とか、最初、松本委員や私がちょっとトーンが弱いなという部分は、今回そこまでのかなり明確な枠組みはちょっと今からはできないにしても、メッセージ性もあまり伝わってこないの、総論の話に戻りますが、やはりそこがもう少し前向きに出る形というのを、今回を出発点にしてぜひ次のポイントでは出ていくといいのではないかと。

石福委員がおっしゃったような、例えば最終的に目指すのは単位面積当たりのCO₂を東京都は段階的に削減していく、それも一つのサジェスションだと思いますし、そういったものを先に事業者の取組と技術開発を促すようなそういう規制の枠組みという意味合いを一つ、それがまた、都民にも訴えるメッセージにもなるような方向性というのが、すごく大事だろうと思います。

そういう意味で、今回、きちんとしたデータを踏まえる最初の出発点としては、プレッジ・アンド・レビューということでもりあえずはいいのではないかと思います、その自主性というのも最初の計画策定が自主で、評価が自己評価で、結果も自ら公表でみんな自主、自主、自主ときているものですから、このあたりも先ほど罰金、罰則という話もありましたが、そこに第三者評価的なものが入っていくことも少し検討して、客観性というのがもう少し入った方がいいのかなということが2点目です。

3点目としては、今回、参考資料1の裏のエネルギー実態調査が、今後、次に生きていく一番貴重なデータになっていくと思いますので、ここをぜひしっかりやっていただきたいと思います。

ちょうど今、私どものヨーロッパの懸念にしているシンクタンクが産業部門とか業務部門で、欧州委員会がまさに今までのようなざっくりとした原単位ではなく、こういう産業種はこのプロセスでこういう技術を使って非常にエネルギー効率を高めているとか、あるいは逆にエネルギー浪費が悪いという比較調査を始めています。とりあえず今は繊維産業、紙産業、プラスチック産業で、特に繊維産業では染色工程の技術の違いが全産業におけるエネルギー消費量を決定的に支配をして、それが生産効率の指標に違うということを産業同士で比較をすることによってイノベーションを図っていかうと、そういうこともやっています。

ですから、そういった国際的な研究ともうまく実態調査をリンクしながら、それが

また、東京都における産業の競争力にもつながり、あるいは事業所ビルでもパフォーマンスを高めていくようなところにつないでいくように、ここもぜひ活かしていただけるといいと思っております。

【神野部会長】 いかがですか、第1点目、特に戦略的規制と言われている箇所です。規制がむしろ技術革新、イノベーションを促進して、そして市場開拓の宝庫になるという考え方です。ヨーロッパで常識ですが、そこら辺のメッセージが伝わるようにした方がいいのではないかと、規制と言うと後ろ向きになるからということだと思いましたが、総論か何かで少しそういう規制と言うと何か後ろめたい話ばかりではなく、実はそこで新たな技術が生まれ、新たな産業が誕生し、新たな市場が切り開かれていくという側面を少し強調した方がいいのではないかと。戦略的規制だと強調した方がいいのではというお話だと思います。

あと3点あったと思います。いかがでございますか。

【百合都市地球環境部長】 規制と経済の関係みたいなお話でしたが、私どもはこの制度の一つの目指す目標として、最初の総論の一番右の欄の最後のところに「今後の長期的な都市のあるべき姿云々」という事項の中で、環境ビジネスですとか、環境技術による経済活動の活性化ということの一つの基本的な目的といいますか方向性として、お話をさせていただいているというのが一つございます。

それから、順不同になるかもしれませんが、実態調査につきましてはおっしゃるとおりさまざまな業態等の実態をまず踏まえるということで現在もやっておりますが、来年度、さらに詳細な調査を踏まえて最終的な、先ほどから申し上げているガイドラインや指針、ないしは評価の手法などに反映させていきたいと思っております。

それから評価の客観性ということですが、これも実態調査と無縁ではないお話だと思っていまして、一定の第三者ないしは都側が、行政が評価するにしてもそれなりの基準を踏まえた客観性を持った評価をしていきたいと思っております。

【神野部会長】 よろしいですか。

そろそろ時間なのでご発言のない方、その他ございましたらどうぞ。

【伊藤委員】 ちょっと細かいことなのですが、先ほどのマル適マークみたいなものについて、例えば電化製品だろうが、建物であろうが、こういったことでCO₂削減の適合かを表示するとは思いますが、表示の項目は違うと思うのですが、それぞれに

ついて東京都独自のシンボルマークみたいなものを統一的につけていただいて、東京都でCO₂を減らすための何かシンボルマークがあれば、電化製品であろうが、建物であろうが、商店街であろうが、事業所であろうが、ちょっとついているだけでCO₂を減らすということが一般の人にもわかるようなものを考えてもらえると、それがまた話題性も呼べると思いますのでお願いします。

【初鹿委員】 今、飯田委員からもお話がありましたが、いわゆるベスト・アベイラブル・テクノロジーというものを評価しながらやっていくのは非常にいい方法だと思います。しかし、今、私たちがこの制度を議論する際は、どういうレベルを志向するのかということも、併せて話し合う必要があると考えています。今、事務局の方が非常に一生懸命調査をしていますが、建築の先生もおっしゃったようにレベルを決めるということ自身が大変難しい問題なのだろうと思います。

そういう意味で、こういう取組をまずスタートさせるということが一つの方策であり、走りながら考えることが大事だと考えます。レベルも中間チェックされることになっており、そこで制度を実施したときの実効性、適応性、一番重要な経済性、投資効果をきちんと評価し、見直すことが大切です。また、その間に新しい知見も出てくることもあろうかと思いますが、ターゲットをつくること自体が大変難しいテーマであるということを踏まえると、こういう方策もいいのではないかと思います。

最低限取組むレベルや、削減対策のガイドラインについて、ご意見を申し上げたいと思います。

まず、今、申し上げたようにレベルの設定が大変難しいということがありますので、専門の先生や実施する事業者の意見を十分聞きながらレベルを検討していただきたいと思います。

参考資料2の実態調査ですが、これはメガジュール、カロリーといったエネルギーの消費量を指標としており、必ずしもCO₂の排出量の指標にならないケースがあります。同じエネルギーを使っている場合はこれでいいのですが、例えば石油からガスに転換した場合、同じエネルギー使用量でもCO₂排出量は違うわけで、こういう点をちゃんと評価できるように、CO₂排出量もモニターできる仕組みにした方がいいのではないかというのが1点目です。

2点目は目標の単位ですが、総排出量なのか原単位なのか、こういう議論があるわ

けです。私どもは、総排出量目標は事業活動にブレーキをかける、あるいは生産抑制につながるおそれもあるということで原単位目標が合理的な目標の一つだと思っています。総排出量を目標にするケースと原単位を目標にするケース、それはケース・バイ・ケースで使い分けられるような仕組みにしていただければいいのではないかと思います。

最後に、この挑戦は非常にチャレンジングなものなので、実態が見えるにつれ、弾力的な運用をされるようお願いしたいと思います。いわゆるラーニング・バイ・ドゥイングという形でやっていただければありがたいと思っています。

以上でございます。

【神野部会長】 事務局の方からポイントがございましたら。

【保坂副参事】 参考資料1のところになかなか細かな表現ができていなくて、先ほどのCO₂の排出量のモニターのことにつきましては、これは計画書制度において、排出係数を用いてきちんとCO₂の形で量を算出、把握していただくという形でやる制度でございますので、そういうことについてはこの制度できちんとできると思っております。

また、原単位のことでございますが、評価のところ、総量のことだけですと確かに生産活動あるいは事業活動の変化によって対応したときに、なかなか取組はすぐれているけれども、削減率としての達成では難しくなるような事業所が出てくる可能性があります。そこで、ここにありますように取組の程度も評価できる仕組みを加えてつくっていくということを考えているわけですが、延床面積に関する原単位につきましては、この取組の程度、対策メニューにおけます程度の状態を評価することに加えて、そういう延床面積あたりの原単位の評価の仕方も加えられるのではないかとということで、そのことについても含めて検討していきたいと思っております。

また、制度の見直しのことですが、確かに温暖化の対策のことは非常に長期の視点に立っていくということがございますので、この新しい取組の状況、結果を踏まえて、ステップアップしていくための見直しを行うことは十分に検討していくという考えでございます。

【神野部会長】 どうもありがとうございました。ほかにございますか。

【松本委員】 今、初鹿さんがおっしゃったことで、総排出量か原単位かということ

についてですが、ここでも何度も議論が出たと思いますが、基本は、総排出量こそが危険な気候変動のレベルに達するのを回避するために実際にきくわけです。ですから、総排出量の議論というのは不可欠だと思います。

ただ今、東京都の方がおっしゃったように、努力を評価できるような手当てをするというところは盛り込みながら、やはり総排出量というのを基本にすべきだと思います。

【神野部会長】 どうもありがとうございました。

それではよろしいでしょうか。そろそろ予定した時間でございますので、この中間とりまとめに向けた論点整理に関する質疑はこの辺で終了させていただきたいと思います。

どうも貴重なご意見をありがとうございました。これを踏まえまして、事務局の方で次のステップの作業に取りかかっていたきたいと思います。

次回ですが、冒頭でもご説明しましたように中間とりまとめ骨子について議論をしていただくことになるかと思いますが、連絡事項がございましたら事務局の方からお願いします。

【山内企画調整課長】 1点ございます。第7回の部会、今、部会長の方からご説明があった日程についてでございますが、現在、委員の皆様にご都合を伺っておりますが、確定次第、事務局から別途ご連絡させていただきます。

ただ、年末のお忙しい時期の開催となることも考えられますので、大変恐縮でございますが、何とぞご出席の方よろしくお願いいたします。

以上です。

【神野部会長】 それでは、以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。委員の皆様方には、夜遅くまで本当にありがとうございました。

これもちまして、第6回になります。企画政策部会を閉会いたします。

午後 7時52分 閉会